



平成 年（行ヒ）第 号

決 定

申 立 人

同訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児
山 崎 順 一
大 谷 恭 子
今 村 憲

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

相 手 方 東 京 都
同 代 表 者 東 京 都 教 育 委 員 会
同委員会代表者委員長 木 村 孟
相手方代表者知事 石 原 慎 太 郎

上記当事者間の東京高等裁判所平成 年（行コ）第 号再雇用拒否処分取消等請求事件について、同裁判所が平成21年10月15日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成23年5月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 古 田 佑 紀

裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 千 葉 勝 美

これは正本である。

平成23年5月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 長 濱

